論点①　高齢者像の変化に対応したケアマネジメントの推進

対応案

（特定事業所加算の見直し）

■ 中重度者に係るケアマネジメントの業務負担の現状を踏まえるとともに、主任介護支援専門員や常勤職員による手厚い人員配置の評価に重点を置く観点から、特定事業所加算（Ⅰ）の要件のうち、「算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が100分の40以上であること」については、廃止してはどうか。

■ 特定事業所加算（A)については、算定事業所が少なく、創設当初の目的を達せられていないと考えられることから、廃止することとしてはどうか。なお、算定事業所の経営への影響を勘案し、１年の経過措置を設けてはどうか。

■ 一方で、より上位の加算区分への移行を促すとともに、事業所の負担軽減の観点から、特定事業所加算（A）においてのみ認めている、２４時間の連絡体制や研修の実施等についての他事業所等との連携も認めていることについて、上位の加算区分でも認めることとしてはどうか。

■ また、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の創設や成年後見制度の見直し、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者の増加といった環境の変化を踏まえ、現行の特定事業所加算の要件である「多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」について、計画への位置づけの評価ではなく、様々な地域福祉の主体も含めた地域での連携体制を構築していることを要件としてはどうか。